

の健康維持と増進に心がけ、その実現のための環境づくりに取り組む事業です。市内のスポーツジムで専門のトレーナー指導の下、一定のプログラムを実施することで、高齢者の運動機能低下を防ぎ、維持もしくは向上を図るものです。多くの参加を期待します。

③ 「元気になる学校」事業

【約400万円】

高齢者の方が、看護師、理学療法士、健康運動指導士、管理栄養士、歯科衛生士などの専門職の先生が指導する4ヶ月間の短期集中プログラムの受講することで、自身の生きがいを感じ、健康寿命延伸の大切さを体得していただくものです。個々の幸福感実現と介護予防に大いに寄与できるものと考えています。

また、継続事業で、さらに拡充して取り組む主な事業では、

① 食育推進事業

【約300万円】

人の幸せは、健康であることが基本であります。その源は食事であり、それぞれの人に最適なバランスの取れた食事が大切です。このことから規則正しい食生活や適度な運動、休養などの健康的な生活の持続を目指しての「第3次食育推進基本計画」を策定し、その実現に向け、食生活改善推進協議会をはじめ、多くの関係者の皆さんにも協力をお願いしながら、積極的に取り組んでまいります。

② へき地診療所設備整備事業

【約100万円】

脊振診療所の役割としての地域に密着した医療の実現を果たすべく、医療機器設備のさらなる整備を図り、地域医療の実現化を進めるものです。

これらの事業の実施内容について詳しく知りたい方は、市民福祉部・福祉事務所にお尋ねください。また、その他の事業について知りたい方は、「神埼市暮らしの便利帳」をご覧ください。

神埼市長 松本 茂幸

市役所の組織が
変わります

◎問い合わせ 総務課 総務係
☎37-0100

効率的・効果的な運営を行うため、4月1日から、市の組織機構と事務割り当てを改めます。

【総務企画部】

・ 税務課を市民福祉部から総務企画部に移設

【市民福祉部】

・ 子育て包括支援センターを設置

【教育委員会事務局】

・ スポーツ振興課および国体準備室を新設

歳入の税務部門と歳出の財政部門を総務企画部で一括管理します。税務課の場所は本庁南新館で変更はありません。

健康増進課に子育て包括支援センターを設置し、妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない相談支援等を行います。

スポーツ振興課・国体準備室を設置し、スポーツの普及に力を入れるとともに、佐賀国体の受け入れのための準備を進めていきます。

「幸せつなごうキャンペーン」
当選者決定

◎問い合わせ 市民課
国保医療係 ☎37-0115

神埼市国保では、平成31年2月1日から3月8日まで、特定健診受診者を対象とした「幸せつなごうキャンペーン」を行いました。

155人の応募があり、3月19日に抽選会を行いました。

特賞：江里口典子様（横武）
黒田美和様（本堀）



▲「幸せつなごうキャンペーン」抽選会

また、3月22日、贈呈式を行い、特賞当選者に賞品を贈呈しました。ご応募いただいた皆さま、ありがとうございます。

※特別賞（株）ヤクルト本社佐賀工場協賛）、わくわく賞、きらきら賞当選者は、市ホームページに掲載します。

市長交際費の公表

(平成31年2月分)

項目	件数	支出額(円)
弔慰	1	16,200
御祝	2	6,000
激励	0	0
会費	0	0
見舞い	0	0
その他	1	6,500
計	4	28,700

夜の市長室

どんなことでも構いません。皆さまの声をお聞かせください！

○今後の予定

とき	ところ
4月2日(火)	脊振支所
5月7日(火)	神埼市役所

18:00～20:00 (1組30分程度)
当日は来庁順です。

◎問い合わせ 総務課 秘書広報係 ☎37-0088

3月の千代田支所開催分には、1組1人が来庁されました。

※お住まいの地区に関係なくお越しいただけます。

※荒天などの場合は、開催の有無をお問い合わせください。

神崎市議会3月定例会が開かれました

◎問い合わせ 財政課 財政係 ☎37-0101

平成31年度一般会計当初予算
歳入歳出 166億8,000万円

市議会3月定例会が、3月1日から3月27日まで開かれ、平成31年度一般会計当初予算案や平成30年度一般会計補正予算案などを提案しました。

平成31年度一般会計当初予算は、前年度当初予算（骨格予算）と比べ16・9%の増、前年度6月補正後（肉付後）と比べ9・8%の増となりました。

組みを進めるよう努めました。また、「まち・ひと・しごと創生」を実行する神崎市総合戦略に掲げる関連事業は、新たに展開する予算を加え、引き続き推進します。新庁舎・関連施設、脊振町複合施設および千代田庁舎の建設・整備等については、事業計画に基づき、着実な進捗を図ります。

幸せつなごうかんざき

平成31年度は、昨年策定した「第2次神崎市総合計画」に基づき、新たに事業の進捗を図る年であり、「幸せつなごうかんざき」みんなで支え合い、誇りと笑顔あふれるまちを目指して、「を目標・目的とした市民サービスに取り組めます。

平成31年度当初予算の編成については、第2次神崎市総合計画実施計画を反映し、計画に掲げる事業の着実な取り



▲若者応援家賃補助事業

○平成31年度一般会計当初予算【主な新規事業】

(単位：千円)

事業名	予算額	事業内容	担当課
若者応援家賃補助事業	8,231	若者の定住促進を図るため、平成31年1月以降、一定の条件を満たす転入者または市内転居者に対し、家賃の一部を補助する。	企画課 ☎37-0102
三世帯・新婚世帯同居等促進住宅リフォーム支援事業	7,000	定住促進の一環として、子育て世帯や新婚世帯と親世帯が、同居または近居し、相互に子育てや介護等で協力できる環境を整えるために実施する住宅の増改築（リフォーム）に要する経費の一部を補助する。	防災危機管理課 ☎37-0104
運転免許自主返納対策事業	110	運転経歴証明書を受領する際の手数料を助成し、運転免許証の自主返納をしやすくすることで、運転に不安を感じている高齢者等の交通事故を防止する。	健康増進課 ☎51-1234
子育て世代包括支援センター運営事業	1,861	子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期にわたり、切れ目なく、きめ細やかな相談支援ができる体制を整備し、子育て世代が安心して育児できる環境の充実を図る。	福祉課 ☎37-0110
子育て応援ハンドブック作成事業	747	子育て支援に関する総合的な情報を発信することを目的とした「子育て応援ハンドブック」を作成し、子育て世帯への支援の推進や子育てに対する悩みや不安の解消を図る。	高齢障がい課 ☎37-0111
ハッピーシルバーサロン事業	5,765	地区公民館を高齢者が集い憩う場や地域の子もたちとの交流の場として活用し、地域住民が支え合い、高齢者が幸せを感じられる環境づくりを目的とした取り組みを推進する。	商工観光課 ☎37-0107
空き店舗等活用支援事業	2,000	賑わいある商店街や魅力ある地域づくりを推進し、地域経済の活性化を図るため、空き店舗等を活用して出店する新規事業者等に対し、店舗の改装費の一部を補助する。	学校給食共同調理場 ☎51-4008
王仁博士顕彰公園利活用事業	3,705	平成30年8月に開園した王仁博士顕彰公園について、王仁博士の顕彰活動を通じ、国内外からの観光誘客の促進を図るとともに、王仁博士で繋がる人や物の交流イベントなどを実施し、同公園の利用促進を図る。	社会教育課 (中央公民館) ☎53-2325
学校給食費助成事業	30,882	進学を控えた学年の保護者の経済的負担の軽減を図り、子育てしやすいまちづくりを推進するため、神崎市内に住所を有し、神崎市内の小中学校または市外の特別支援学校に在籍する小学6年生および中学3年生の保護者に対し、給食費を助成する。	
自治公民館建設事業補助金（設備等整備事業）	2,920	地域住民相互の連携・親睦や、福祉・防災、地域づくりの拠点となる自治公民館の機能向上を目的として、掲示板やエアコンなど自治公民館の設備充実に係る経費の一部を補助する。	

有料広告

借金問題のお悩みはございませんか？

任意整理 個人再生 自己破産 etc...

お悩みに合わせた解決方法をご一緒に考えます

小さなお悩みでもお気軽にご相談ください

ご相談だけで解決できるケースもございます

費用面でご心配な方は民事法律扶助の制度をご利用できる場合があります
(法律扶助援助の要件を満たした場合に限ります)

下津浦法律事務所

SHIMOTSUURA LAW OFFICE

交通事故 借金問題 離婚問題
相続問題 企業法務一般 etc

弁護士 下津浦 公
(佐賀県弁護士会所属)

神崎市神崎町田道ヶ里2100-36
TEL 0952-37-1338

9:00~18:00 (土日祝日除く)

下津浦法律事務所



有料広告

平成30年度一般会計補正予算

国の補正予算に対応した補正

平成30年度一般会計補正予算は、各事業の決算見込みに伴う補正と国の補正予算に対応した予算編成となりました。

また、新庁舎建設関連事業に係る継続費の設定・変更等も審議され、平成30年度一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ165億9,497万3千円となりました。

国の補正予算に対応した事業は、水路機能障害が発生しているクリークの護岸整備や堆積した土砂の浚渫を行い、洪水調整や水量確保の機能回復・維持を図るクリーク防災機能保全対策事業について、県営事業の増加に伴う本市負担金の増額。また、国から社会資本整備総合交付金の追加内示を受け、道路の補修・改良工事を実施する道路橋梁新設改良事業、学校施設環境改善交付金の内示を受けて実施する、神埼小学校体育館の天井等の改修工事に係る経費を計上。これらの事業は、クリーク防災機能保全対策事業を除き、平成31年度に繰り越して実施します。

○平成30年度一般会計補正予算【国の補正予算に対応した事業】

(単位：千円)

事業名	予算額	事業内容	担当課
クリーク防災機能保全対策事業	80,547	法面崩壊など水路機能障害が発生しているクリークにおいて、洪水調整や水量確保の機能回復・維持を図るため、佐賀県が実施するクリークの護岸整備や堆積した土砂を浚渫する事業に対し、受益市として事業費の一部を負担する。	農政水産課 ☎37-0117
道路橋梁新設改良事業（社会資本整備総合交付金）	38,000	地域住民の利便性の向上を図るため、市道国営千代田西1号線の道路改良を推進する。また、市道上犬蓮蓮池線の舗装補修工事を実施し、施設の長寿命化を図る。	建設課 ☎37-0103
神埼小学校体育館改修事業（防災機能強化）	98,526	神埼小学校の体育館において、児童の安全確保と施設の長寿命化を図るとともに、災害時の避難所としての機能を強化するため、屋根、外壁および吊り天井の改修工事を実施する。	学校教育総務課 ☎44-2296

小学6年生・中学3年生 学校給食費助成制度

◎問い合わせ
学校給食共同調理場
☎51-4008

現在市内小中学校の給食は、学校給食共同調理場で調理しており、経費にかかる人件費、光熱水費、消耗品等は市が負担し、食材費は給食費として保護者に負担していただいています。

4月から、進学を控えた学年の保護者の教育費の経済的負担軽減策として、小学6年生および中学3年生の給食費を市が負担する助成制度を開始します。

給食費は、小中学校代表者、PTA代表者等で組織されている学校給食運営委員会が管理されています。助成制度に該当する児童生徒の給食費（食材費）は、市から学校給食運営委員会へ負担しますので、4月から給食費の負担はありません。

なお、県立特別支援学校に在籍の児童生徒の保護者の方へは別途ご案内します。

パスポートの申請・ 受け取りはお早めに

◎問い合わせ 市民課
総合窓口班 ☎37-0116

4月27日（土）から5月6日（月）までの大型連休中（10日間）は、パスポートの申請受付・交付はできません。

パスポートの申請から受け取りまでにかかる日数は、通常1週間程度ですが、大型連休をはさんだ場合、申請から受け取りまでに15日以上必要となります。申請を予定されている方は、時間的余裕を持つて早めの申請をお願いします。

申請に必要な書類については、事前にお問い合わせください。

※当日分の申請受付は15時までです。15時を過ぎると翌開庁日受付の取り扱いになります。

※写真や書類に不備がある場合は、申請を受け付けることができません。



平成31年度 国民年金保険料

◎問い合わせ
市民課 後期高齢年金係
☎37-0115

佐賀年金事務所
☎31-4191

平成31年度国民年金保険料
1ヶ月当たり
定額16,410円

□座振替またはクレジット
カード納付、4月上旬に日本年金機構から送付される納付書で、期限内に納めましょう。
前納制度がおトクです

保険料をまとめて納めることで割引が適用される前納制度があります。

【例】平成31年度保険料（現金納付の場合）
毎月納付
16,410円×12ヶ月
＝196,920円

1年前納額＝193,420円
（3,500円おトク）



市内移住者・定住者を応援！

◎問い合わせ 企画課 企画係 ☎377-0102

◆定住促進住宅取得補助金

○補助対象者

- ・市内に住宅（新築・建替・建売・中古）を取得し、10年以上住んでいただけの方
- ・市税等の滞納がない方
- ・3親等以内の親族からの住宅取得でない方 など

○対象住宅の要件

居住部分の床面積が50㎡以上で、住宅取得経費が200万円以上 など

○補助金の額

①定額（基準額） 20万円

②加算額

- ・脊振町、千代田町東部地区内の住宅取得 30万円
 - ・新規移住者 10万円
 - ・市内業者施工 5万円
 - ・子ども1人あたり 10万円
 - ・乳幼児 5万円
 - ・小中学生 3万円
 - ・高校生 3万円
 - ・浄化槽設置補助
- （浄化槽入槽区分に応じて）

◆空き家・空き地情報登録制度（空き家・空き地バンク制度）

空き家・空き地の売買または賃貸を希望する方から申し込みを受けた情報を、空き家等の利用を希望する方に紹介します。

登録された空き家などの情報は市ホームページ等で公開します。

○登録期間 2年

○交渉・契約等

登録者と利用希望者との交渉および売買、賃貸借等の契約は仲介業者を介して行います。

◆空き家改修費助成事業補助金

空き家・空き地バンク制度を活用して、空き家を購入、賃貸、賃借した人が行う空き家の改修等に要する経費に対し、補助金を交付します。

○補助金の額

- ①空き家改修 経費の1/2（限度額50万円）
- ②不要物の撤去 経費の1/2（限度額10万円）

新規事業



◆若者応援家賃補助事業

市外からの転入または市内の実家から転居する若い世代の方に補助金を交付します。

○補助対象者

- ・申請年度の4月1日現在において、申請者またはその配偶者が40歳未満である人
 - ・賃貸借契約を締結し、家賃を支払う人
 - ・就業している人
 - ・神崎市に5年以上の定住が誓約できる人
 - ・平成31年1月1日以降に市外から転入し、市内に住民登録した日から1年以内の人または、平成31年1月1日以降に市内の実家から転居し、転居直前まで親と同一の住所に住民登録し、転居から1年以内の人 など
- 補助金の額
家賃から住宅手当を控除した額×1/2（月額上限1万円）×最長24ヶ月

「神崎市千代田庁舎利活用計画」を策定

◎問い合わせ 庁舎整備課 庁舎整備1係 ☎377-0011

市では、新庁舎への市政機能の集約に伴う、千代田庁舎の空きスペースの有効な利活用に向け、市民や有識者を交えて協議・検討を行うため、平成29年1月に「神崎市千代田庁舎利活用検討委員会」を設置しました。

検討委員会は、平成29年3月から平成31年2月までに計11回の会議が開催されました。

2月21日（木）に開催された第11回検討委員会では、「神崎市千代田庁舎利活用計画（案）」が取りまとめられ、3月20日（水）に城野委員長から市長へ利活用計画（案）の報告がありました。

この利活用計画（案）は、千代田庁舎に入居中の九州農政局が退居される前に実施する第1期整備工事を対象とし、図書館機能の拡充や公民館機能の導入などを盛り込んだ内容となっています。

概算事業費は、改修や機械・電気設備の更新などを含み、約3億円と試算。なお、備品購入費は、実施設計段階で算定することとなっています。

また、今後の留意事項として、九州農政局の退居時期が明確になった時点で、新たに検討の場を設け、第2期整備工事に関する検討を行うこととされています。

市では、この利活用計画（案）を基に「神崎市千代田庁舎利活用計画」を策定しました。今後は、地域のまちづくりの拠点として空きスペースの機能転用を図り、地域住民はもとより市民に喜ばれる施設となることを目指し、実施設計および整備工事など、千代田庁舎の整備事業を進めてまいります。



まちづくり市民活動を支援

◎問い合わせ 企画課 企画係 ☎37-0102

まちづくり市民活動支援事業

市民の自主的かつ公益性のある活動を行う地区・団体に補助金を交付します。

○補助金対象回数

平成30年度から起算して5回まで

※交付回数が3回以下の活動を優先（優先活動）します。

○補助対象団体等

- 次のすべてに該当する団体
- 5人以上の構成員を有し、代表者と主な構成員が神埼市民である団体
- 市内に事務所を置き、市内で活動している団体
- 政治活動、宗教活動を目的としない団体
- 定款、規約等を有する団体

○補助金交付額

- 優先活動は、対象経費の2/3以内（限度額20万円）
- 優先活動以外は、対象経費の1/2以内（限度額10万円）

○応募締切日 4月26日（金）

※申請書類等は市ホームページからダウンロードできます。

2019年国民生活基礎調査を実施します

◎問い合わせ 企画課 企画係 ☎37-0102

○調査の目的

本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得など国民生活の基礎的事項に関する調査です。厚生労働行政の企画および立案に必要な基礎資料を得ることも、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的に実施します。

○調査期間

5月～6月

○調査対象（行政区）

小津ヶ里地区、永歌地区、大門地区、本堀地区、出来町地区、神納地区、崎村地区、下直鳥地区のそれぞれ一部世帯

○調査方法

調査員が調査世帯に訪問し、調査票を配布。世帯員自らが記入し、後日調査員が調査票を回収に伺います。

福祉タクシー利用券 はり・灸等施術券交付

◎問い合わせ 高齢障がい課 ☎37-0111

4月1日から交付します

◆福祉タクシー利用券

○対象者

- 次の手帳をお持ちで在宅の人
- 身体障害者手帳1級、2級
- 療育手帳A
- 精神障害者保健福祉手帳1級
- 身体障害者手帳3級かつ療育手帳B

※次のときは交付できません。

- 自動車税および軽自動車税の減免を受けている
- 所得制限限度額を超えている

○申請に必要なもの

印鑑、障害者手帳

○交付場所

高齢障がい課、各支所総合窓口課

◆はり・灸等施術券

- 対象 市内在住の70歳以上
- 申請に必要なもの 印鑑、身分証明書（運転免許証など）

○交付場所

高齢障がい課、市民課、各支所総合窓口課

固定資産課税台帳の縦覧・閲覧ができます

◎問い合わせ 税務課 資産税係 ☎37-0114

固定資産の評価額が適正かどうかを確認できる制度として固定資産課税台帳の縦覧・閲覧の制度があります。

縦覧

縦覧

自己の資産と他の資産の評価額を比較することで評価額が適正かどうかを確認することができます。

○縦覧できる方

市内に土地・家屋を所有している固定資産税の納税者

○縦覧期間

4月1日～5月31日

※土日祝日を除く

○場所 税務課

縦覧・閲覧に必要なもの

- 身分証明書（運転免許証など）
- 印鑑
- 委任状（代理人の方のみ）
- 賃貸契約書など（借地借家等の方のみ）

有料広告

困ったこと、悩んでいること、ご相談を

相続・遺言・不動産登記・商業、法人登記
成年後見・借金問題（相談室あります・秘密厳守）

料金の見積り等も、気軽にお尋ね下さい

営業時間 午前8:00～午後6:00

（毎週火曜日は午後8時まで営業）

司法書士 すえなが総合事務所

TEL.0952-52-2079 神崎市神埼町本堀2727番地 1

司法書士 末永博義・井上智史

4月7日(日)は 佐賀県議会議員選挙の投票日です！

私たちの声を反映させるための大切な選挙です。大切な一票を投じてください。

◎問い合わせ 神崎市選挙管理委員会 ☎37-0100

町名	投票所(施設名)	投票区域
神埼町	第1投票所 (神埼小学校講堂)	二丁目、三丁目、四丁目、西小津ヶ里(旧枝ヶ里)、小津ヶ里、永歌、大門、本堀、野目ヶ里、荒堅目、蔵戸、曾根ヶ里、神納、本告牟田、池辺田、山田、鶴田
	第2投票所 (神崎市中央公民館)	一丁目、協和町、出来町、大依、駅ヶ里、田道、駅通り、平ヶ里、猪面、利田、犬の目、鶴西
	第3投票所 (仁比山小学校講堂)	鶴東、馬郡、石井ヶ里、右原、城原、朝日、竹原、志波屋、東山、三谷、的、小淵、仁比山
	第4投票所 (B&G海洋センター)	尾崎東分、岩田、唐香原、平山、野寄、野田、川寄、柏原、二子、八子
	第5投票所 (西郷小学校講堂)	横武、上六丁、下六丁、戸井土、尾崎西分、伏部
	第6投票所 (姉川東分公民館)	莞牟田、姉川上分、姉川下分、姉川東分、姉川西分
千代田町	第1投票所 (千代田支所1階ホール)	上直鳥、下直鳥、姉、乙南里、新宿、大石、下黒井、上黒井、十条、嘉納、丙太田、丁太田、上地、こすもす苑、ゆとり、詫東、詫西、高志、下板、藤西、又南里、藤東
	第2投票所 (千代田西部小学校体育館)	原の町、境原、上犬童、下犬童、餘江、川崎、東野ヶ里、上西、下西、仲田町団地、仁戸田
	第3投票所 (千代田東部小学校体育館)	黒津、崎村、下神代、上神代、快樂、渡瀬、龍尾、柳島、大島、迎島、出来島、中津、大野、林慶、小鹿、用作、柴尾、小森田
脊振町	第1投票所 (脊振ふれあい館1階会議室)	広滝東、広滝西、広滝下、鹿路の一部(旧東鹿路)
	第2投票所 (ふれあい館せせらぎ)	岩政倉今(旧岩屋、旧政所、旧倉谷)
	第3投票所 (鹿路公民分館)	鹿路の一部(旧鹿路上、旧鹿路下、旧大楮)
	第4投票所 (ひのさと)	鳥羽院(旧鳥羽院上、旧鳥羽院下)
	第5投票所 (服巻公民分館)	一番ヶ瀬(旧一番ヶ瀬下、旧一番ヶ瀬上)、頭服(旧服巻、旧頭野)
	第6投票所 (久保山消防詰所)	久保山(旧白木、旧竜作、旧犬井谷、旧古賀ノ尾、旧田中、旧伊福、旧一谷)、脊振山頂自衛隊

選挙権のある人

平成13年4月8日までに生まれた人で、12月28日までに神崎市に「転入届」を行い転入した人で、引き続き3ヶ月以上神崎市の住民基

た人で、12月28日までに神崎市に「転入届」を行い転入した人で、引き続き3ヶ月以上神崎市の住民基

た人で、12月28日までに神崎市に「転入届」を行い転入した人で、引き続き3ヶ月以上神崎市の住民基

た人で、12月28日までに神崎市に「転入届」を行い転入した人で、引き続き3ヶ月以上神崎市の住民基

任期満了に伴う佐賀県議会議員の選挙は、次のとおり執行予定で、

本台帳に登録され、今回の選挙用の選挙人名簿に登録されている人

る人は投票できませんが、本人確認のため、免許証等の提示を求めることがあります。ご了承ください。

る方で、投票入場券が届かないときは、選挙管理委員会までお問い合わせください。

○選挙期日 4月7日(日)

○投票所

○投票時間

○日時

○告示日 3月29日(金)

投票所と投票区域は左表のとおりです。

7時～20時まで

4月7日(日) 21時～

○佐賀県議会議員の任期

投票所は入場券に記載していただきますので、確認のうえお越しください。指定された投票所以外では投票できません。

※脊振町第2～第6投票所は18時まで

神崎市中央公民館

平成31年4月30日から4年間

入場券が届いていない場合でも、選挙人名簿に登録されている場合は、「投票できるのに」と思われ

3月下旬頃はがきにより郵送

開票

選挙権のある人

入場券が届いていない場合でも、選挙人名簿に登録されている場合は、「投票できるのに」と思われ

3月下旬頃はがきにより郵送

開票

選挙権のある人

入場券が届いていない場合でも、選挙人名簿に登録されている場合は、「投票できるのに」と思われ

3月下旬頃はがきにより郵送

開票

平成13年4月8日までに生まれた人で、12月28日までに神崎市に「転入届」を行い転入した人で、引き続き3ヶ月以上神崎市の住民基

入場券が届いていない場合でも、選挙人名簿に登録されている場合は、「投票できるのに」と思われ

3月下旬頃はがきにより郵送

開票

平成13年4月8日までに生まれた人で、12月28日までに神崎市に「転入届」を行い転入した人で、引き続き3ヶ月以上神崎市の住民基

入場券が届いていない場合でも、選挙人名簿に登録されている場合は、「投票できるのに」と思われ

3月下旬頃はがきにより郵送

開票

平成13年4月8日までに生まれた人で、12月28日までに神崎市に「転入届」を行い転入した人で、引き続き3ヶ月以上神崎市の住民基

入場券が届いていない場合でも、選挙人名簿に登録されている場合は、「投票できるのに」と思われ

3月下旬頃はがきにより郵送

開票

平成13年4月8日までに生まれた人で、12月28日までに神崎市に「転入届」を行い転入した人で、引き続き3ヶ月以上神崎市の住民基

入場券が届いていない場合でも、選挙人名簿に登録されている場合は、「投票できるのに」と思われ

3月下旬頃はがきにより郵送

開票

平成13年4月8日までに生まれた人で、12月28日までに神崎市に「転入届」を行い転入した人で、引き続き3ヶ月以上神崎市の住民基

入場券が届いていない場合でも、選挙人名簿に登録されている場合は、「投票できるのに」と思われ

3月下旬頃はがきにより郵送

開票

平成13年4月8日までに生まれた人で、12月28日までに神崎市に「転入届」を行い転入した人で、引き続き3ヶ月以上神崎市の住民基

入場券が届いていない場合でも、選挙人名簿に登録されている場合は、「投票できるのに」と思われ

3月下旬頃はがきにより郵送

開票

平成13年4月8日までに生まれた人で、12月28日までに神崎市に「転入届」を行い転入した人で、引き続き3ヶ月以上神崎市の住民基

入場券が届いていない場合でも、選挙人名簿に登録されている場合は、「投票できるのに」と思われ

3月下旬頃はがきにより郵送

開票

平成13年4月8日までに生まれた人で、12月28日までに神崎市に「転入届」を行い転入した人で、引き続き3ヶ月以上神崎市の住民基

入場券が届いていない場合でも、選挙人名簿に登録されている場合は、「投票できるのに」と思われ

3月下旬頃はがきにより郵送

開票

平成13年4月8日までに生まれた人で、12月28日までに神崎市に「転入届」を行い転入した人で、引き続き3ヶ月以上神崎市の住民基

入場券が届いていない場合でも、選挙人名簿に登録されている場合は、「投票できるのに」と思われ

3月下旬頃はがきにより郵送

開票

平成13年4月8日までに生まれた人で、12月28日までに神崎市に「転入届」を行い転入した人で、引き続き3ヶ月以上神崎市の住民基

入場券が届いていない場合でも、選挙人名簿に登録されている場合は、「投票できるのに」と思われ

3月下旬頃はがきにより郵送

開票

平成13年4月8日までに生まれた人で、12月28日までに神崎市に「転入届」を行い転入した人で、引き続き3ヶ月以上神崎市の住民基

入場券が届いていない場合でも、選挙人名簿に登録されている場合は、「投票できるのに」と思われ

3月下旬頃はがきにより郵送

開票

平成13年4月8日までに生まれた人で、12月28日までに神崎市に「転入届」を行い転入した人で、引き続き3ヶ月以上神崎市の住民基

入場券が届いていない場合でも、選挙人名簿に登録されている場合は、「投票できるのに」と思われ

3月下旬頃はがきにより郵送

開票

平成13年4月8日までに生まれた人で、12月28日までに神崎市に「転入届」を行い転入した人で、引き続き3ヶ月以上神崎市の住民基

入場券が届いていない場合でも、選挙人名簿に登録されている場合は、「投票できるのに」と思われ

3月下旬頃はがきにより郵送

開票

平成13年4月8日までに生まれた人で、12月28日までに神崎市に「転入届」を行い転入した人で、引き続き3ヶ月以上神崎市の住民基

入場券が届いていない場合でも、選挙人名簿に登録されている場合は、「投票できるのに」と思われ

3月下旬頃はがきにより郵送

開票

平成13年4月8日までに生まれた人で、12月28日までに神崎市に「転入届」を行い転入した人で、引き続き3ヶ月以上神崎市の住民基

入場券が届いていない場合でも、選挙人名簿に登録されている場合は、「投票できるのに」と思われ

3月下旬頃はがきにより郵送

開票

平成13年4月8日までに生まれた人で、12月28日までに神崎市に「転入届」を行い転入した人で、引き続き3ヶ月以上神崎市の住民基

入場券が届いていない場合でも、選挙人名簿に登録されている場合は、「投票できるのに」と思われ

3月下旬頃はがきにより郵送

開票

平成13年4月8日までに生まれた人で、12月28日までに神崎市に「転入届」を行い転入した人で、引き続き3ヶ月以上神崎市の住民基

入場券が届いていない場合でも、選挙人名簿に登録されている場合は、「投票できるのに」と思われ

3月下旬頃はがきにより郵送

開票

平成13年4月8日までに生まれた人で、12月28日までに神崎市に「転入届」を行い転入した人で、引き続き3ヶ月以上神崎市の住民基

入場券が届いていない場合でも、選挙人名簿に登録されている場合は、「投票できるのに」と思われ

3月下旬頃はがきにより郵送

開票

平成13年4月8日までに生まれた人で、12月28日までに神崎市に「転入届」を行い転入した人で、引き続き3ヶ月以上神崎市の住民基

入場券が届いていない場合でも、選挙人名簿に登録されている場合は、「投票できるのに」と思われ

3月下旬頃はがきにより郵送

開票

平成13年4月8日までに生まれた人で、12月28日までに神崎市に「転入届」を行い転入した人で、引き続き3ヶ月以上神崎市の住民基

入場券が届いていない場合でも、選挙人名簿に登録されている場合は、「投票できるのに」と思われ

3月下旬頃はがきにより郵送

開票

平成13年4月8日までに生まれた人で、12月28日までに神崎市に「転入届」を行い転入した人で、引き続き3ヶ月以上神崎市の住民基

入場券が届いていない場合でも、選挙人名簿に登録されている場合は、「投票できるのに」と思われ

3月下旬頃はがきにより郵送

開票

平成13年4月8日までに生まれた人で、12月28日までに神崎市に「転入届」を行い転入した人で、引き続き3ヶ月以上神崎市の住民基

入場券が届いていない場合でも、選挙人名簿に登録されている場合は、「投票できるのに」と思われ

3月下旬頃はがきにより郵送

開票

平成13年4月8日までに生まれた人で、12月28日までに神崎市に「転入届」を行い転入した人で、引き続き3ヶ月以上神崎市の住民基

入場券が届いていない場合でも、選挙人名簿に登録されている場合は、「投票できるのに」と思われ

3月下旬頃はがきにより郵送

開票

投票日当日に投票所に行くことができない方は『期日前投票』を！

期日前投票

期日前投票は、投票日当日、次のような用務がある方が、投票所で前もって投票できる制度です。

- ☑投票日に仕事があるとき
- ☑投票日に旅行やレクリエーションなどで出かけるとき
- ☑投票日に冠婚葬祭の予定があるとき

○期日前投票の手続き

期日前投票所で宣誓書を記入し、投票日当日と同じように投票できます。

※どの期日前投票所でも投票可能

期日前投票日時	期間	時間	場所
3月30日(土) ～ 4月6日(土)	8:30 ～ 20:00	神崎市役所 1-1会議室	
		千代田支所 1-1会議室	
	脊振ふれあい館 1階会議室		

○持参するもの 入場券
※届いていない場合でも、選挙人名簿に登録があれば投票できます。

※入場券裏面の宣誓書に記入し、持参すると受付が短縮できます。

不在者投票

不在者投票は郵便を利用するため時間がかかります。お早めに選挙管理委員会にお問い合わせください。

○郵便等による不在者投票

身体障害者等の方で、郵便投票証明書を持つている方が、郵便による不在者投票を希望するときは、4月3日(水)までに投票用紙などの交付を申請してください。また、新たに郵便投票を希望される場合は、お早めにお問い合わせください。

○病院や施設での不在者投票

病院や老人ホームなどに入院(所)中の方は、その病院・施設が不在者投票のできる施設として指定されている場合、施設内で不在者投票をすることができます。病院や施設の職員に不在者投票がしたい旨を伝えてください。

○滞在地での不在者投票

遠方での仕事などで、市内で投票ができない方は、滞在中の市区町村選挙管理委員会での不在者投票をすることができます。

投票上の注意

投票用紙には、記載する場所に貼られている掲示板を見ながら正確に書きましよう。それ以外の文字や記号は書かないでください。大切な一票が無効になる場合があります。

○代理投票

自分で候補者の氏名を書くことができない方のために、代理投票制度があります。代理投票を希望する方は、投票所受付にお申し付けください。投票の秘密は固く守られます。



▲門前広場を活用した「櫛田の市」の様子

イベントや団体で「門前広場」を利用しませんか
◎問い合わせ 企画課 企画係
☎37-0102

公務員等で退職・異動された方へ
児童手当の手続きが必要
◎問い合わせ 福祉課 社会福祉係
☎37-0110

神埼町の櫛田宮南にある「神崎市長崎街道門前広場」は、芝生広場などがあり、市民の交流と憩いの場、観光交流と賑わいの場として新しい「神埼宿」の創出を目指しています。

- 活用例
- ・ 飲食、販売イベント
 - ・ コンサートなどのステージイベント(ステージ貸出可)
 - ・ ヨガなどの健康教室

公務員等(郵政グループや独立行政法人等勤務の方を除く)で退職や他団体へ異動し、勤務先から児童手当を支給されなくなった方は、退職や異動の翌日から15日以内に市へ児童手当の申請が必要です。手続きが遅れた場合は遡及して支給できませんのでご注意ください。



○持参するもの

印鑑、申請者の健康保険証または年金加入証明書、申請者名義の通帳、申請者および配偶者の個人番号(マイナンバー)がわかるもの、前勤務先での児童手当消滅日が確認できるもの

○申請窓口

- ・ 福祉課 社会福祉係
- ・ 千代田支所 総合窓口課
- ・ 脊振支所 総合窓口課

神埼市のち支える 自殺対策計画を策定

◎問い合わせ 健康増進課
051-1234

神埼市では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策を総合的に推進するため、3月に「神埼市のち支える自殺対策計画」を策定しました。

この計画には、神埼市の実情に応じ、生きる支援に関する様々な取り組みを盛り込んでいきます。

今後は、この計画に基づき、行政、市民、関係団体が連携・協力して自殺対策に取り組んでいきます。

詳しくは、各家庭に本計画の「概要版」を配布しますので、ご覧ください。

▶自殺対策計画（概要版）



元気かんざき健康プランの中間評価を行いました

◎問い合わせ 健康増進課 051-1234

元気かんざき健康プランは、すべての市民が、生涯を通じて健やかで心豊かな生活を実現するための健康づくりの指針となるものとして、平成25年度に策定しました。今回、策定から5年目を迎えたので、ご報告します。

健康に関するアンケート等にご協力いただいた市民の皆さま、ありがとうございました。

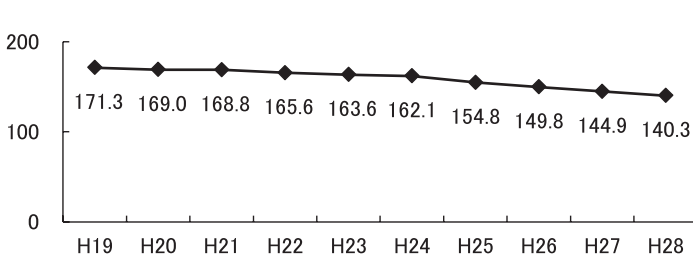
中間評価の概要

本計画策定時に健康課題として取り上げていた5項目、①悪性新生物（がん等）の受検・受診・受療、②生活習慣病の重症化予防、③健康診査の受診、④妊娠中の喫煙・飲酒をなくす、⑤むし歯予防、および妊娠・乳幼児期、学童・思春期、成人期の3つのライフステージ毎の評価指標について、既存統計や事業の実施報告書、市民アンケートの結果から、計画策定時の基準値と今回の現状値を比較し、評価を行いました。

がん死亡率減少

市民の死因第1位である悪性新生物（がん等）の年齢調整死亡率は年々減少しています。しかし、部位別死亡割合では、全国・佐賀県と比べて、肝がんや、女性の胃がん・大腸がんが多い傾向があります。

悪性新生物（がん等）の年齢調整死亡率（人口10万対）



その他の健康課題の評価

また、市国民健康保険加入者の生活習慣病の治療割合は年々増加しています。

特定健診では血糖の指標の一つであるHbA1c（ヘモグロビンA1c）基準値以上の割合が7〜8割程度と、全国・佐賀県と比べて高くなっています。若い世代から健康づくりへの意識を高め、健診受診や生活習慣の見直しが大切であることが明らかになっています。

HbA1c(NGSP値)5.6%以上の割合(%)

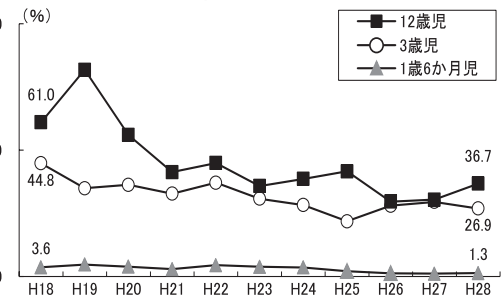
	全国	佐賀県	神埼市
男性	55.7	68.2	71.9
女性	55.2	73.8	81.8



早期に発見・治療すれば治るがんがありますので、定期的な検診と、結果に応じた精密検査の受診、早めの治療が大切です。

次に、妊娠中の飲酒・喫煙率や、1歳6か月児・3歳児・12歳児のむし歯有病率は改善しており、今後も継続的に取り組んでいきます。

むし歯有病率



その他、詳細は、市のホームページをご覧ください。

有料広告

相続手続 土地や建物が亡くなった人の名義になっている

その他 建設業許可・産業廃棄物・内容証明・車庫証明等

遺言書 死んだら、家や土地の名義はどうなるのだろうか？

相談は、無料です。

ゆずりは しげ み

行政書士 杠 繁美

(日本行政書士会登録番号 05410974)

TEL 0952-53-1747

携帯 090-8836-5630

神埼市神埼町志波屋 3627

ホームページ [ゆずりは 神埼 検索](#)、行政書士には守秘義務があります。お気軽にご連絡ください

子宮がん検診 HPV検査費助成のお知らせ

◎問い合わせ 健康増進課 健康増進係 ☎51-1234

市が実施している子宮がん検診(子宮頸部の細胞診検査)に併せ、HPV(ヒトパピローマウイルス)に感染しているかどうかを調べる「HPV検査」を、子宮頸がんにかかることが多い30～44歳の女性を対象に無料で追加します。

○対象 30～44歳の女性
※2020年3月31日時点

○自己負担額
・子宮がん検診 500円(個別健診1,500円)

※30歳は子宮がん検診無料クーポンの対象、40歳は全がん検診が無料対象です。

○対象の健診(検診)

- ・住民総合健診 (7月22日夜間・30日)
- ・レディース検診(10月16日・19日・23～25日、11月9日～12日)
- ・毎日健診
- ・個別健診

HPV(ヒトパピローマウイルス)とは?

ほとんどの女性が一生に一度は感染すると言われています。

しかし、一部の人は、ウイルスが消失せず持続感染することがあります。持続感染すれば、子宮頸部の細胞に変化があらわれ、前がん病変(がんになる前の段階)や子宮頸がんが発生する可能性があるといわれています。

HPVに感染していても...

定期的に検査を受ければ、ウイルスの消失や細胞が正常に戻ることを確認ができ、万一、細胞が変化してきた場合でも、がんになる前に治療することが出来ます。

30～44歳女性が対象です

30～44歳女性は、子宮頸がんにかかることが多い年齢です。早期に発見・治療することで、妊娠出産も可能となります。

※詳しくは、「2019年度版 神埼市健康診査・がん検診のご案内」をご覧ください。

各種手当の額が改定になります

◎問い合わせ 「ひとり親家庭に対する給付」

「障がい者に対する給付」 高齢障がい課 福祉課 社会福祉係 障がい者福祉係

☎37-0110 ☎37-0111

平成30年全国消費者物価指数の実績値が対前年比+1.0%になったことに伴い、各種手当額が1.0%の引き上げとなります。

障害児福祉手当

20歳未満で、重度の障がい状態にあるため、日常生活で常時介護を必要とする方に支給されます。

児童扶養手当

18歳未満の児童がいるひとり親家庭の父または母に對し支給されます。

特別児童扶養手当

身体または精神に中等度以上の障がいがある20歳未満の児童を監護・養育する保護者などに支給されます。

特別障害者手当

20歳以上で、著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする方に支給されます。ただし、施設に入所している場合や病院に3ヶ月以上入院するに至った場合は対象とはなりません。

手当名		平成30年度	平成31年度	
母子家庭・父子家庭など	児童扶養手当 (子1人、全部支給の場合)	42,500円	42,910円(+410円)	
障がい者	特別児童扶養手当	1級	51,700円	52,200円(+500円)
		2級	34,430円	34,770円(+340円)
	特別障害者手当	26,940円	27,200円(+260円)	
	障害児福祉手当	14,650円	14,790円(+140円)	

中華料理 阿城 ☎842-0002
 神埼町田道ヶ里2275-8
 TEL/FAX: 0952(52)8042
 HP: ajoyo-soy.com 17:00~営業

★中華鉢盛(全8品5~6人前)
 要予約 11,000円(税込)

★夕方17:30までテイクアウトタイム
 お昼のテイクアウトは前日までにお電話ください。

★歓送迎会120分飲み放題プラン
 4,000円(税込)

狂犬病予防集合注射を実施します

◎問い合わせ 生活環境推進室 生活環境係 ☎37-0112

狂犬病予防集合注射を実施します。注射はどの会場でも受けられます。犬の体調の良い日にお連れください。

犬の登録（一生に1回）と狂犬病の予防注射（1年に1回）は、「狂犬病予防法」で義務付けられています。

○手数料

注射料 3,150円/頭

犬の登録

犬は登録が必要です。未登録犬は注射料とともに登録料の支払をお願いします。

登録料 3,000円/頭

○持参品

・通知書（登録犬のみ）

・手数料

・ふんを持ち帰る袋

○対象となる犬

生後91日以上の子犬

○注意

病気、妊娠、健康状態がよくない飼い犬は、必ず注射前に相談してから、予防注射を受けてください。

登録の変更

登録した犬が死亡、または飼い主が変わった場合は、届出が必要で。

また、犬を市外へ転出させる場合は、転出先の役所で届出をお願いします。

狂犬病予防注射日程表

日程	場所	時間	
4月	9日（火）	田中バス停前	10:00～10:20
		一番ヶ瀬上（製材所）	10:40～10:55
		鳥羽院山荘	11:10～11:25
		鹿路公民館	11:40～11:50
		神崎市役所 脊振支所	13:30～14:00
	10日（水）	政所公民館	14:10～14:40
		神崎市役所 脊振支所	11:00～11:45
	11日（木）	旧JA境野支所	10:00～11:30
		旧JA千歳支所	13:30～14:30
	12日（金）	神崎市役所 千代田支所	10:00～11:30
13:30～14:30			
18日（木）	旧JA西郷支所南倉庫前	9:30～11:30	
	旧JA仁比山支所	13:30～15:00	
19日（金）	神崎市役所 西車庫	9:30～11:30	
		13:30～15:00	
21日（日）		9:00～12:00	



ご存知ですか？就学援助制度

◎問い合わせ 学校教育総務課 教育総務係 ☎44-2296

経済的な理由で、小中学校の学用品費や給食費の支払いにお困りの家庭に、費用の一部を援助します。

○対象者

市内在住で子どもが小中学校に在籍する保護者で、次の項目のいずれかに該当し、教育委員会が認められた方。
①生活保護が廃止または、停止になり、生活が苦しく諸学費に困っている。
②市民税が非課税である。
③児童扶養手当の支給を受けている。
④生活福祉資金貸付制度の貸付けを受けている。
⑤①～④以外で病気や災害などの特別な事情があり、収入が著しく減少している。

○申請方法

学校教育総務課または各小中学校に備え付けの「就学援助申請書」に必要事項を記入し、学校教育総務課に提出してください。

昨年度受給されていた場合は、学校へ提出することも

きます。

○申請期間

随時

※ただし、4月から援助を希望される場合は、4月1日から30日までに申請書をご提出ください。

なお、申請された方すべてが援助の対象となるわけではございませんので、あらかじめご了承ください。

公園内でのペットの散歩について

◎問い合わせ 建設課 都市計画係 ☎37-0103

公園をご利用の際は、次の点を必ずお守りください。
・ペットのリードを離さない
・ふんは必ず飼い主の責任で回収し、持ち帰る
・動物が苦手な方もいるため、他の公園利用者に配慮する



65歳以上の方の介護保険料のお知らせ

◎問い合わせ 高齢障がい課 地域支援係 ☎37-0111
佐賀中部広域連合 業務課 ☎40-1135

平成31年度の介護保険料は、4月1日現在の世帯における住民税の課税状況等によって7月に確定します。

このため、保険料が確定するまでの納付方法は、次のとおりです。

◆特別徴収（年金天引き）

4・6・8月の納付額は、平成31年度の住民税の課税状況が確定していないため、2月と同額を天引きするようになります。（8月から保険料が変更になる場合もあります）

4月2日以降に65歳になる方
介護保険料の納付通知書を65歳になる月（誕生日の前日の属する月）の翌月に送付します。

◆普通徴収

（納付書・口座振替）

4月から7月までは、平成31年4月1日現在の世帯状況と、平成30年度住民税の課税状況等により算定した保険料を暫定的に納付することになります。（コンビニエンスストアでの支払いも可能になりました）

平成31年度の納付通知書は、4月中旬に送付します。納期限までに納付してください。

介護保険料の減免
火災などの特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、保険料の徴収猶予や減免等の制度があります。

また、保険料段階が第2段階または第3段階の方を対象とした減免制度もあります。こちらの申請は、7月下旬から受け付けます。

低所得者軽減について

10月に予定されている消費税引き上げに伴い、第1段階から第3段階までの保険料は、軽減強化が予定されています。

■平成31年度 65歳以上の方の段階別介護保険料額

保険料段階	対象となる方	算式	保険料
第1段階	・生活保護者、老齢福祉年金で世帯全員非課税 ・世帯全員非課税で「所得※」が80万円以下の方	基準額 ×0.45 (軽減後)	月額 2,682円 (年額32,184円)
第2段階	世帯全員非課税で「所得※」が80万円を超え120万円以下の方	基準額 ×0.75	月額 4,470円 (年額53,640円)
第3段階	世帯全員非課税で「所得※」が120万円を超える方	基準額 ×0.75	月額 4,470円 (年額53,640円)
第4段階	本人非課税（世帯内に課税者がいる場合）で、「所得※」が80万円以下の方	基準額 ×0.9	月額 5,364円 (年額64,368円)
第5段階	本人非課税（世帯内に課税者がいる場合）で、「所得※」が80万円を超える方	基準額	月額5,960円 (年額71,520円)
第6段階	本人課税で合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2	月額 7,152円 (年額85,824円)
第7段階	本人課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額 ×1.3	月額 7,748円 (年額92,976円)
第8段階	本人課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額 ×1.5	月額 8,940円 (年額107,280円)
第9段階	本人課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額 ×1.7	月額 10,132円 (年額121,584円)
第10段階	本人課税で合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額 ×1.9	月額 11,324円 (年額135,888円)
第11段階	本人課税で合計所得金額が600万円以上の方	基準額 ×2.1	月額 12,516円 (年額150,192円)

- ・第1～5段階の「所得※」は、「本人の公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額+公的年金等の収入額」のことです。
- ・「公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額」とは、「合計所得金額」から「公的年金に係る雑所得」を控除した金額となります。（その額が0円を下回る場合には、0円とします）
- ・長期（短期）譲渡所得金額の特別控除の適用がある場合には、「合計所得金額」から「特別控除額」を控除した金額になります。